証券コード　7187
2019年６月７日

株　主　各　位

大分県大分市都町一丁目３番19号
ジェイリース株式会社
代表取締役社長　**中　島　拓**

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、2019年６月25日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年６月26日（水曜日）午後３時（受付 午後２時00分）
2. **場　　所**　大分県大分市高砂町２番48号
　ホテル日航大分　オアシスタワー　３階　紅梅の間
3. **目的事項**
　報告事項
　１．第16期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　２．第16期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　取締役８名選任の件
　第２号議案　監査役２名選任の件
　第３号議案　補欠監査役１名選任の件
　第４号議案　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件
4. **招集にあたっての決定事項**
　(1)　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
　(2)　議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようご協力お願い申し上げます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.j-lease.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１． 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き雇用・所得環境が改善傾向にあり、個人消費に持ち直しの動きがみられました。しかしながら、米国を中心とした通商問題等から、依然として世界経済は不透明な状況が続きました。

当社を取り巻く賃貸不動産業界におきましては、少子高齢化、晩婚化の進行、定住外国人の増加とともに単身世帯が増加傾向にあり、賃貸住宅の供給並びに入居需要は底堅く推移しております。また、2020年４月に施行される改正民法により連帯保証人の保証限度額の設定が義務化されることも追い風となり、当社グループの主要事業である家賃債務保証サービスに対する需要は引き続き好調に推移しております。

このような環境の下、当社グループは、家賃債務保証事業を核とした「生活サポートの総合商社」を目指し、積極的な営業活動を展開し順調に売上を拡大してまいりました。経費面では、業務効率化等により経費削減に取り組む一方で、契約件数の増加に伴う代位弁済の増加により貸倒引当金繰入額が増加したほか、中長期債権の削減を目的とした訴訟の本格的な実施に伴い訴訟関連費用が増加しました。また、過年度決算訂正等に関して、東京証券取引所から徴求を受けた上場契約違約金33,600千円を特別損失に計上しました。なお、これらの再発防止、原因改善を図るべく、人材の確保、業務手順の運用徹底など、決算・財務報告プロセスの運用強化を図るとともに、財務報告に係る内部統制の一層の強化に努めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は6,082,609千円（前連結会計年度比21.1％増）、営業利益は256,374千円（前連結会計年度比13.4倍）、経常利益は211,635千円（前連結会計年度は経常損失37,151千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は117,374千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失73,895千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（家賃債務保証事業）

家賃債務保証事業においては、引き続き積極的な営業展開を図るとともに、新規に出店した静岡（2018年６月出店）、京都（2018年９月出店）、愛媛（2018年10月出店）において順調に市場開拓を行いました。なお、前期より展開している多言語コールセンター及び事業者向けプラン「J-AKINAI」は順調に稼働、推移しております。また、売上拡大に伴う代位弁済立替金の増加により、貸倒引当金繰入額や訴訟関連費用が増加する一方、業務集約化及び効率化等により経費削減を行いました。

これらの結果、当連結会計年度の家賃債務保証事業の実績は、当社の保証を取り扱う不動産会社との協定件数は15千件（前年同期比14.5％増）、年間申込件数は190千件（前年同期比13.2％増）、前受保証料を含む保証料受取額は5,261,442千円（前年同期比20.9％増）となりました。

業績面においては、売上高は5,947,536千円（前年同期比21.7％増）、営業利益は262,463千円（前年同期比20.2倍）となりました。

（不動産仲介事業）

不動産仲介事業は、継続して増加が見込まれるインバウンド需要に対応し、賃貸住宅の提供を更に拡大させるため、集客力の向上と物件確保に努めるとともに、売買の仲介の拡大、マンスリーマンションの運営拡大等による収益力向上に努めましたが、海外からの売買仲介が伸び悩みました。

これらの結果、当連結会計年度の不動産仲介事業の売上高は145,921千円（前年同期比1.0％減）、営業損失は6,088千円（前年同期は営業利益6,087千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は208,794千円となりました。その主なものは、新たな基幹業務システムの開発であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関14行と総額6,100,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における実行残高は2,600,000千円となっております。

(4) 対処すべき課題

近年、家賃債務保証業界において企業間の競争が激しさを増しており、また、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入が進もうとしております。このような状況の中、当社グループは市場環境の変化や顧客ニーズにあわせて変化することによって、継続的な事業拡大を目指しております。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①市場シェアの拡大

ⅰ）営業ネットワークの拡充

既存の店舗網については、大都市を始めとする基幹店と基幹店に属するサテライト店として体制整備を進めており、今後の営業ネットワークの拡大については、基幹店を中心とした広域営業によって展開してまいります。また、市場性やニーズ等を踏まえ、サテライト店の出店等も行うことで、各エリアにおける取引深耕とともに新規市場開拓と細やかな営業対応を実現し全国の営業ネットワークを一層拡充してまいります。

ⅱ）サービス開発

家賃債務保証ニーズの高まりを受け、競争環境が厳しさを増しており、関連する賃貸不動産業界も含め、時代のニーズにあわせた様々な技術革新や新たなサービスの導入も検討されております。当社の市場シェア拡大のためには、これらの情報収集とニーズや環境変化への的確な対応を図ることが重要であり、様々な業種とのコラボレーションも含め、既存の取引にとらわれない革新的サービスの開発と申込チャネルの拡大を図ってまいります。

②良質な保証契約の拡大

ⅰ）審査体制の強化

保証契約の締結における与信精度の向上を図り、代位弁済立替金の発生を適切な水準に抑制することが、回収に掛かる様々なコスト抑制につながるため、安定的な収益確保に重要であると考えております。これまで当社が培ってきたノウハウと稼働中の審査システムを最大限活用し、保証ポートフォリオの分析に基づく継続的なスコアリング機能の向上を図り、様々な外部データの活用も検討しつつ、更なる審査体制の強化、与信精度の向上を図ってまいります。

ⅱ）債権管理体制の強化

家賃債務保証サービスは、賃料債務の不履行の都度、代位弁済を行うものであり、毎月相当額の立替えと回収が発生するため、資金管理面からも債権管理回収の状況を重要視しております。債権管理部門の人員体制の強化、延滞状況に応じた組織対応や業務集約化、ITシステムの活用、弁護士や司法書士との連携を強化すること等によって総体的なリスクコントロールを図り、滞納債権の増加抑制に努めてまいります。

③内部管理体制の強化

社会から信用・信頼され継続的な企業成長を行うため、経営管理体制の充実及びコンプライアンス体制の強化は重要な課題であると認識しております。経営陣や従業員に対する研修の実施、人材の確保、業務手順の運用徹底などを通じて内部管理体制の一層の強化に努めてまいります。

④財務基盤の強化

家賃債務保証事業においては、継続的な成長による安定した経営基盤・財務基盤の構築が重要であると認識しております。市場シェアの拡大、良質な保証契約の拡大、ITシステムの活用や業務集約化による効率化等、各種の施策による収益性の向上を図るとともに、安定した資金調達環境の構築、キャッシュ・フローの拡大に注力し、強固な財務基盤の構築に努めてまいります。

また、医療費保証サービスや不動産仲介事業といった新たな事業分野の開拓を進め、長期持続的な成長を目指した事業ポートフォリオを構築してまいります。

⑤人材育成

上記の課題を達成するためには、優秀な人材の確保及び育成が最も重要と認識しております。階層別・職種別の社員教育や集合研修による社員間の連携強化によって、業務知識の向上とコンプライアンス意識の徹底を図り、顧客サービスの拡充を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第13期 (2016年３月)	第14期 (2017年３月)	第15期 (2018年３月)	第16期 (2019年３月) (当連結会計年度)
売　　上　　高	3,209,286 千円	4,121,082 千円	5,022,927 千円	6,082,609 千円
経常利益又は経常損失(△)	171,843 千円	115,134 千円	△37,151 千円	211,635 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	56,134 千円	81,917 千円	△73,895 千円	117,374 千円
１株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	8.26 円	10.12 円	△8.55 円	13.36 円
総　　資　　産	3,922,461 千円	5,398,390 千円	5,486,483 千円	7,033,614 千円
純　　資　　産	252,226 千円	893,224 千円	809,571 千円	893,112 千円
自　己　資　本　比　率	6.4 %	16.5 %	14.8 %	12.7 %
１株当たり純資産額	37.09 円	104.60 円	92.35 円	101.57 円

(注) １．第13期から第15期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
２．１株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、１株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
３．当社は、2016年２月15日付で普通株式１株につき100株、2016年10月１日付で普通株式１株につき２株、2017年７月１日付で普通株式１株につき２株、2017年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
当該株式分割が第13期の期首に行われたと仮定して、１株当たり当期純利益又は当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
あすみらい株式会社	100,000千円	100.0%	不動産仲介事業

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

賃貸不動産における家賃債務保証業

(8) 事業所の状況

① 当社

本　　社　　大分本社　大分県大分市都町一丁目３番19号
大分中央ビル７階
東京本社　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
新宿スクエアタワー８階

営業拠点（27店舗）　大分本社営業部（大分市）、東京本社営業部（新宿区）、札幌支店（札幌市）、仙台支店（仙台市）、新潟支店（新潟市）、茨城支店（土浦市）、宇都宮支店（宇都宮市）、群馬支店（高崎市）、長野支店（長野市）、埼玉支店（さいたま市）、千葉支店（船橋市）、東京西支店（立川市）、横浜支店（横浜市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、岡山支店（岡山市）、愛媛支店（松山市）、福岡支店（福岡市）、北九州支店（北九州市）、佐賀支店（佐賀市）、長崎支店（長崎市）、佐世保支店（佐世保市）、熊本支店（熊本市）、宮崎支店（宮崎市）、鹿児島支店（鹿児島市）

（注）　大分本社営業部は、大分本社に併設しております。

② 子会社

あすみらい株式会社　　本社　東京都渋谷区

(9) 従業員の状況（2019年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
334 名	8 名増

（注）１．従業員の増加は、主に営業強化等による業容拡大に伴うものであります。
２．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
３．上記従業員には、使用人兼取締役、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）及び派遣社員は含まれておりません。

(10)主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社豊和銀行	679,996 千円
株式会社肥後銀行	529,996
株式会社みずほ銀行	400,000
株式会社新生銀行	200,000
株式会社中国銀行	200,000
株式会社伊予銀行	150,000
株式会社名古屋銀行	150,000
株式会社福岡銀行	150,000
株式会社愛媛銀行	100,000
株式会社千葉銀行	100,000
株式会社西日本シティ銀行	100,000

（注）2019年3月31日現在の借入残高が、1億円以上の金融機関を記載しております。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　27,200,000株
(2) 発行済株式の総数　8,792,800株　（自己株式 60株を含む）
(3) 株主数　8,082名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
JLホールディングス株式会社	2,140,000株	24.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	770,400	8.8
中島拓	367,200	4.2
ジェイリース従業員持株会	214,600	2.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	189,700	2.2
松井証券株式会社	163,900	1.9
株式会社豊和銀行	160,000	1.8
株式会社大分銀行	160,000	1.8
阿部兼三	120,800	1.4
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	94,860	1.1

（注）１．JLホールディングス株式会社は当社代表取締役である中島拓氏が株式を保有する資産管理会社であります。
２．上記株主の英文名は、みずほ信託銀行株式会社から通知された「大株主一覧表」に基づき記載しております。
３．2019年４月４日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2019年３月29日現在で714,700株（保有割合8.13%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2014年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　１株につき63円

③新株予約権の行使条件

ア．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び嘱託の地位にあることを要す。

イ．新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、2016年12月13日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

ウ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

エ．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間　　2016年12月13日から2024年12月12日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	98個	普通株式　78,400株	3人

（注）当社は、2016年２月15日付で普通株式１株につき100株、2016年10月１日付で普通株式１株につき２株、2017年７月１日付で普通株式１株につき２株、2017年12月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2019年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島　拓	最高執行役員 あすみらい株式会社取締役会長
取締役副社長	日野真俊	執行役員　渉外担当 あすみらい株式会社代表取締役社長
取締役副社長	中島　土	執行役員　審査本部長 兼渉外担当兼コンプライアンス担当
取締役専務	中島重治	執行役員　経営企画本部長
取締役専務	加藤　直	執行役員　渉外担当
取締役常務	吉田安弘	執行役員　事業本部長兼営業統括部長
取締役	首藤　浩	株式会社あいるコンサルティングファーム代表取締役
取締役	堂下　浩	東京情報大学教授
常勤監査役	佐藤修平	
監査役	林　昌也	有限会社林新聞店代表取締役
監査役	吉村尊義	有限会社大蔵商事代表取締役 あすみらい株式会社監査役
監査役	野中俊秀	株式会社大分白屋代表取締役 あすみらい株式会社監査役

(注) １．首藤浩氏及び堂下浩氏の両氏は、社外取締役であります。
２．佐藤修平氏及び野中俊秀氏の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役首藤浩氏、取締役堂下浩氏、監査役佐藤修平氏、監査役野中俊秀氏の４氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
４．監査役佐藤修平氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
６．2018年６月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。なお、監査役築山洋一氏は辞任による退任であります。

氏名	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山岡満成	取締役副社長　執行役員　事業本部長 あすみらい株式会社取締役
徳重英仁	取締役常務　執行役員　ICTソリューション統括本部長
築山洋一	常勤監査役

7．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(2019年３月31日現在)

氏　　名	地　位　及　び　担　当
領　下　速　人	常務執行役員　経営管理本部長
中　澤　竜　二	常務執行役員　事業本部副本部長兼債権管理統括部長
佐　藤　一　郎	常務執行役員　事業本部副本部長兼営業統括部担当統括部長 あすみらい株式会社代表取締役副社長
武　田　英　樹	常務執行役員　事業本部副本部長兼営業統括部担当統括部長
川　上　　統	執行役員　経営企画本部副本部長兼経営企画部長
横　井　　文	執行役員　債権管理統括部担当統括部長兼管理支援部長
阿　部　　淳	執行役員　営業統括部担当統括部長
湯　池　教　文	執行役員　審査本部副本部長兼審査部長
御手洗　　篤	執行役員　営業統括部担当統括部長
望　月　秀　樹	執行役員　経営管理本部副本部長兼財務経理部長
荒　金　悌　二	執行役員　経営管理本部副本部長兼システム開発部長
岡　田　智　博	執行役員　営業統括部担当統括部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (　２名)	138,070千円 (　5,319千円)
監査役 (うち社外監査役)	５名 (　３名)	19,992千円 (　11,891千円)
合計	15名	158,062千円

(注) １．報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額2,712千円（取締役519千円、監査役2,192千円）を含んでおります。
２．上記には、2018年６月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役１名を含めております。
３．取締役の報酬については、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で、会社の業績及び各個人の業務評価等をベースとした基準に基づき、取締役会の決議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏　名	地　位	主な活動状況
首藤　浩	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、20回全てに出席し、長年の企業経営における豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っております。
堂下　浩	社外取締役	当該事業年度中に開催された取締役会には、20回全てに出席し、大学教授としての研究で培った専門的知見から、適宜発言を行っております。
佐藤修平	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、20回中19回出席し、また、監査役会には、14回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
野中俊秀	社外監査役	当該事業年度中に開催された取締役会には、20回中16回出席し、また、監査役会には、14回中12回出席し、主に企業経営で培った経験から、適宜発言を行っております。

(注)　上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績や報酬見積りの算出根拠等について、精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に開催される株主総会にて解任理由を説明いたします。また、監査品質などの観点から業務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任並びに選任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス・基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。

② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。

③ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取組状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。

④ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑤ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。

⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

⑦ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。

② 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 各種リスクの統括部門及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めたリスク管理規程及びコンプライアンス規程を制定する。

② リスク管理は各部門が行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。

③ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

② 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月１回予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。

② 当社の取締役及び使用人を子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督する。当社において毎月開催される定例取締役会において、子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、子会社担当取締役が報告を行う。

③ 子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社担当取締役は、取締役会に対して損失の危機の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について報告を行い、当社は必要な措置を講じる。

④ 子会社における経営上の重要事項については、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。

⑤ 当社グループの企業理念及び行動規範の徹底により、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。

⑥ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的に実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。

② 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。

③ 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。

④ 人事考課の実施においては、監査役から当該業務の評価を実施する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。当社グループの内部統制に重大な影響を及ぼす事実を知った子会社の取締役、監査役および使用人、ならびにこれらの者から報告を受けた者は、遅滞なく監査役に報告することとする。

② 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求める。

③ 監査役に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利な取り扱いを行わないこととする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は監査役監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。

② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

③ 監査役がその職務の執行において、費用の前払い又は償還の手続きに生じる費用について債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が監査役の職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに費用または債務を処理するものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。

② 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当期における運用概要は以下の通りであります。

当社は、当期において貸倒引当金の算定方法の見直しに係る過年度決算訂正を実施したことを踏まえ、これらの再発防止、原因改善を図るべく、人材の確保、業務手順の運用徹底など、決算・財務報告プロセスの運用強化を図るとともに、財務報告に係る内部統制の一層の強化に努めました。

また、「リスク管理規程」に基づく「コンプライアンス・リスク管理委員会」を４回開催し、また各部門に任命しているコンプライアンス・オフィサーによる勉強会を実施し、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進等に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役８名で構成し、監査役４名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。

また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門、各営業店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針及び監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、執行役員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

8．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

９．　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、財務体質の強化や事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としており、配当額につきましては、20％程度の配当性向を当面の基準とし、将来的には更なる積極的な利益還元を実施すべく取り組んでいくこととしておりますが、当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に不本意ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き全社一丸となって、早期に復配できますよう努力してまいります。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第16期 連結貸借対照表

(2019年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,644,041**	**流動負債**	**5,852,590**
現金及び預金	896,836	短期借入金	2,600,000
未収保証料	691,770	1年内返済予定の長期借入金	60,048
未収手数料	27,167	リース債務	19,063
代位弁済立替金	4,340,325	収納代行未払金	831,461
収納代行立替金	546,962	未払金	368,094
貯蔵品	12,749	未払法人税等	143,237
その他	246,228	前受金	1,515,076
貸倒引当金	△1,118,000	賞与引当金	88,254
固定資産	**1,389,572**	その他	227,354
有形固定資産	**97,265**	**固定負債**	**287,911**
建物及び構築物	50,513	長期借入金	179,904
機械装置及び運搬具	4,272	リース債務	8,650
リース資産	16,620	役員退職慰労引当金	34,127
その他	25,858	長期未払金	16,846
無形固定資産	**288,129**	資産除去債務	47,873
ソフトウエア	136,007	その他	510
ソフトウエア仮勘定	145,778	**負債合計**	**6,140,501**
リース資産	6,333	(純資産の部)	
その他	10	**株主資本**	**893,112**
投資その他の資産	**1,004,177**	資本金	713,096
投資有価証券	677	資本剰余金	288,096
繰延税金資産	835,819	利益剰余金	△108,030
その他	231,747	自己株式	△49
貸倒引当金	△64,066		
		純資産合計	**893,112**
資産合計	**7,033,614**	**負債純資産合計**	**7,033,614**

第16期 連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,082,609
売上原価		1,386,545
売上総利益		4,696,063
販売費及び一般管理費		4,439,689
営業利益		256,374
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	10	
設備等利用料収入	154	
預り金取崩益	3,346	
償却債権取立益	876	
その他	1,319	5,715
営業外費用		
支払利息	19,457	
債権譲渡損	28,949	
株式交付費	1,632	
その他	415	50,454
経常利益		211,635
特別利益		
退職給付制度終了益	20,768	20,768
特別損失		
上場契約違約金	33,600	
減損損失	10,972	
固定資産除却損	1,147	
投資有価証券評価損	773	46,492
税金等調整前当期純利益		185,910
法人税、住民税及び事業税	214,022	
法人税等調整額	△145,485	68,536
当期純利益		117,374
親会社株主に帰属する当期純利益		117,374

第16期 連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	712,265	287,265	308,957	△49	1,308,438
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	△494,914	－	△494,914
遡及修正後当期首残高	712,265	287,265	△185,956	△49	813,523
当期変動額					
新株の発行	831	831	－	－	1,663
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	117,374	－	117,374
剰余金の配当	－	－	△39,448	－	△39,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	831	831	77,925	－	79,589
当期末残高	713,096	288,096	△108,030	△49	893,112

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△450	△3,502	△3,952	1,304,486
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	－	△494,914
遡及修正後当期首残高	△450	△3,502	△3,952	809,571
当期変動額				
新株の発行	－	－	－	1,663
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	117,374
剰余金の配当	－	－	－	△39,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	450	3,502	3,952	3,952
当期変動額合計	450	3,502	3,952	83,541
当期末残高	－	－	－	893,112

連 結 注 記 表

Ⅰ 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　1社

主要な連結子会社の名称　　あすみらい株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　……最終仕入原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、主な耐用年数は5年であります。

③リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4)　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準……保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。
ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

② 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4.　会計方針の変更

該当事項はありません。

5.　表示方法の変更

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に伴う、「会社法実施規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」（前連結会計年度293,862千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「償却債権取立益」（前連結会計年度72千円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

6.　誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、貸倒引当金の算定方法に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当該連結会計年度期首における純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が494,914千円減少しております。

Ⅱ 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　204,554千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関14行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,100,000千円
借入実行残高	2,600,000千円
差引額	3,500,000千円

Ⅲ 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8,766,400	26,400	－	8,792,800

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　26,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	60	－	－	60

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年６月27日定時株主総会	普通株式	39百万円	4.50円	2018年３月31日	2018年６月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　228,800株

Ⅳ 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達(主に銀行借入)しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

(当該金融商品の内容、そのリスク及びリスク管理)

営業債権である未収保証料は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、家賃債務保証業務規程に従い、各営業拠点において保証料の回収状況について随時確認を行い、回収が予定通り行われないまたは行われない恐れを認識した場合には、速やかに必要な措置を講じることとしております。

未収手数料も営業債権でありますが、これは家賃収納の代行業務を行う際、当該利用者より収受する利用手数料であり、実額を計上しております。よって当該リスクは僅少であります。

代位弁済立替金は、賃借人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、保証契約締結に係る審査の際に適切かつ的確な判断を行いリスクの軽減に努めており、また、求償権の行使の際は、賃借人から支払いがなされるよう、丁寧な請求の実施等必要な措置を講じております。

収納代行立替金は、家賃収納の代行業務を行う際に、金融機関から収納結果の通知があるまで当社が収納分を立て替えているものであり、リスクは僅少であります。

当社グループでは、取引先との業務に関連する株式として投資有価証券を保有しており、市場価格の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引企業)の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である未払金及び収納代行未払金は、全て短期で決済されております。

借入金は、運転資金の確保を目的としたものであります。借入金のうちの一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。資金調達に係る流動性リスクは、各部署からの報告等に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手元流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注２)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	896,836	896,836	－
(2) 未収保証料	691,770		
貸倒引当金（※）	△9,000		
	682,770	682,770	－
(3) 未収手数料	27,167	27,167	－
(4) 代位弁済立替金	4,340,325		
貸倒引当金（※）	△1,109,000		
	3,231,325	3,231,325	－
(5) 収納代行立替金	546,962	546,962	－
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	677	677	－
資産計	5,385,739	5,385,739	－
(1) 未払金	368,094	368,094	－
(2) 収納代行未払金	831,461	831,461	
(3) 短期借入金	2,600,000	2,600,000	－
(4) 未払法人税等	143,237	143,237	－
(5) 長期借入金	239,952	239,966	14
(6) リース債務	27,714	27,755	41
負債計	4,210,459	4,210,515	55

(※) 未収保証料、代位弁済立替金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収保証料、(3) 未収手数料、(4) 代位弁済立替金、並びに (5) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 収納代行未払金、(3) 短期借入金、並びに (4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅴ 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅵ １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	101円57銭
１株当たり当期純利益金額	13円36銭

Ⅶ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第16期 貸借対照表

(2019年３月31日現在)　　(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,480,402**	**流動負債**	**5,823,406**
現金及び預金	742,207	短期借入金	2,600,000
未収保証料	691,770	1年内返済予定の長期借入金	60,048
未収手数料	27,167	リース債務	19,063
代位弁済立替金	4,340,325	収納代行未払金	831,461
収納代行立替金	546,962	未払金	378,277
貯蔵品	12,623	未払費用	50,864
前払費用	51,573	未払法人税等	137,349
その他	185,772	未払消費税等	19,168
貸倒引当金	△1,118,000	前受金	1,499,554
固定資産	**1,522,924**	預り金	139,364
有形固定資産	**96,003**	賞与引当金	88,254
建物	49,475	**固定負債**	**285,061**
構築物	40	長期借入金	179,904
車両運搬具	4,272	リース債務	8,650
工具、器具及び備品	25,593	役員退職慰労引当金	34,127
リース資産	16,620	資産除去債務	45,533
無形固定資産	**287,989**	長期未払金	16,846
ソフトウェア	135,867	**負債合計**	**6,108,467**
ソフトウェア仮勘定	145,778	(純資産の部)	
リース資産	6,333	**株主資本**	**894,859**
その他	10	資本金	713,096
投資その他の資産	**1,138,931**	資本剰余金	288,096
投資有価証券	677	資本準備金	288,096
関係会社株式	150,000	利益剰余金	△106,284
出資金	10,000	利益準備金	8,000
長期前払費用	9,690	その他利益剰余金	△114,284
破産更生債権等	64,066	繰越利益剰余金	△114,284
繰延税金資産	835,819	自己株式	△49
差入保証金	129,159		
その他	3,585		
貸倒引当金	△64,066	**純資産合計**	**894,859**
資産合計	**7,003,327**	**負債純資産合計**	**7,003,327**

第16期 損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,947,536
売上原価		1,306,931
売上総利益		4,640,605
販売費及び一般管理費		4,430,980
営業利益		209,624
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	10	
設備等利用料収入	154	
預り金取崩益	3,346	
償却債権取立益	876	
その他	665	5,059
営業外費用		
支払利息	19,405	
株式交付費	1,632	
債権譲渡損	28,949	
その他	217	50,203
経常利益		164,480
特別利益		
退職給付制度終了益	20,768	20,768
特別損失		
上場契約違約金	33,600	
固定資産除却損	1,147	
投資有価証券評価損	773	
減損損失	1,408	36,929
税引前当期純利益		148,319
法人税、住民税及び事業税	206,482	
法人税等調整額	△153,625	52,856
当期純利益		95,462

第16期 株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	712,265	287,265	8,000	324,616	332,616	△49	1,332,097	△450	1,331,647
誤謬の訂正による累積的影響額	－	－	－	△494,914	△494,914	－	△494,914	－	△494,914
遡及処理後の当期首残高	712,265	287,265	8,000	△170,298	△162,298	△49	837,182	△450	836,732
当期変動額									
新株の発行	831	831	－	－	－		1,663	－	1,663
当期純利益	－	－	－	95,462	95,462		95,462	－	95,462
剰余金の配当	－	－	－	△39,448	△39,448		△39,448	－	△39,448
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－		－	450	450
当期変動額合計	831	831	－	56,014	56,014		57,677	450	58,127
当期末残高	713,096	288,096	8,000	△114,284	△106,284	△49	894,859	－	894,859

個 別 注 記 表

Ⅰ 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 ……最終仕入原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。
また、2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。なお、主な耐用年数は５年であります。

(3) リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

保証料売上……保証料売上については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「家賃債務保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。
ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

該当事項はありません。

7. 表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に　伴う、「会社法実施規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　平成30年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

損益計算書

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「償却債権取立益」（前事業年度72千円）については、重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

8. 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、貸倒引当金の算定方法に誤りが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当該事業年度期首における純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は利益剰余金が494,914千円減少しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　202,474千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関14行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、当期末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	6,100,000千円
借入実行残高	2,600,000千円
差引額	3,500,000千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

金銭債権	353千円
金銭債務	12,423千円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	116,858千円
営業取引以外の取引による取引高	42,319千円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	60	―	―	60

Ⅴ　税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前受金	457,364千円
賞与引当金	26,917千円
貸倒引当金	345,950千円
役員退職慰労引当金	10,408千円
未払事業税	10,219千円
資産除去債務	13,887千円
減損損失	3,737千円
その他	17,806千円
繰延税金資産小計	886,291千円
評価性引当額	△44,101千円
繰延税金資産合計	842,190千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	6,371千円
繰延税金負債合計	6,371千円
繰延税金資産純額	835,819千円

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.8%
住民税均等割等	17.6%
特別控除	△17.3%
評価性引当額の増減	△0.2%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.6%

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

子会社

名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
あすみらい株式会社	所有直接100.0%	役員の兼任	賃貸仲介料等の支払い（注１）	11,309	前払費用	460
			業務の受託（人員出向）（注２）	42,319	―	―
			業務の委託（コールセンター）（注３）	101,341	未払金	12,423

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注）1. 賃貸仲介料等については、独立した第三者間取引と同様の一般的な取引条件であります。
2. 業務の受託については、実質的な人員出向であり、当該出向者の報酬額によっております。
3. 業務の委託については、コールセンター事業に伴う運営費の実費と業務委託報酬であります。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	101円77銭
１株当たり当期純利益金額	10円87銭

Ⅷ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

ジェイリース株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　義　三　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月22日

ジェイリース株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　義　三　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ジェイリース株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１、 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２、 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月22日

ジェイリース株式会社　監査役会

常勤監査役　佐　藤　修　平　㊞
監　査　役　林　　昌　也　㊞
監　査　役　吉　村　尊　義　㊞
監　査　役　野　中　俊　秀　㊞

（注）常勤監査役佐藤修平並びに監査役野中俊秀は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　取締役８名選任の件

現在取締役８名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。つきましては、社外取締役２名を含む取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

なお、取締役候補者の指名につきましては、候補者の業務実績、知見、能力等を総合的に勘案のうえ、取締役会の事前承認を得て決定しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	中島（なかしま）　拓（ひらく） （1957年９月６日生）	1980年５月　株式会社拓成入社 2001年４月　株式会社情報大分代表取締役 2004年２月　当社代表取締役社長兼最高執行役員 2007年４月　株式会社拓成代表取締役 2012年６月　あすみらい株式会社取締役会長（現任） 2014年６月　当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員 2015年10月　当社代表取締役社長兼最高執行役員（現任）	367,200株
	（取締役候補者とした理由） 当社設立以来、代表取締役として経営全般に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	日野（ひの）　真俊（まさとし） （1950年10月10日生）	1974年４月　株式会社大分銀行入行 2000年３月　同行支店長 2004年６月　同行人事部長 2006年６月　同行監査役 2010年６月　株式会社大分カード常務取締役 2011年６月　同社代表取締役社長 2014年７月　当社取締役副社長兼執行役員審査本部長 2015年６月　当社取締役副社長兼執行役員渉外担当（現任） 2016年６月　あすみらい株式会社代表取締役社長（現任）	18,300株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関の知識と経験を有しており、その経験を活かした営業活動や当社グループ会社の経営に貢献していることから、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	中島 土 （1982年１月７日生）	2004年４月　アコム株式会社入社 2010年５月　株式会社拓成常務取締役 2011年８月　当社顧問 2012年６月　当社取締役常務兼執行役員経営管理本部長兼審査本部長 2014年６月　当社取締役専務兼執行役員経営管理本部長 2015年６月　当社取締役専務兼執行役員審査本部長兼コンプライアンス担当 2018年６月　当社取締役副社長兼執行役員審査本部長兼渉外担当兼コンプライアンス担当（現任）	400株
	（取締役候補者とした理由） 経営管理部門や審査部門、コンプライアンス部門の経験を有しており、その能力や経験が当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
4	加藤 直 （1966年８月７日生）	1989年４月　株式会社富士銀行入行 1995年11月　同行調査役 2003年７月　株式会社みずほコーポレート銀行部長代理 2004年７月　同行上席部長代理 2004年11月　株式会社みずほ銀行支店長 2008年４月　同行次長 2014年４月　同行部長 2018年４月　同行審議役 2018年６月　当社取締役専務兼執行役員渉外担当（現任）	－株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関の知識と経験を有しており、その経験を活かした営業活動や業務の効率化を推進させるなど、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	中島 重治 （1974年12月20日生）	1995年４月　株式会社ニッシン入社 2004年６月　同社経理部長 2007年６月　同社執行役員企画管理本部副本部長 2010年９月　当社執行役員経営管理本部長 2012年６月　当社取締役兼執行役員経営企画本部長 2014年６月　当社取締役常務兼執行役員経営企画本部長 2018年６月　当社取締役専務兼執行役員経営企画本部長（現任）	400株
	（取締役候補者とした理由） 会社の成長戦略や商品開発など経営企画部門に関して豊富な業務経験を有しており、その実績、能力、経験など、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	吉田 安弘 （よしだ やすひろ） （1959年８月18日生）	1982年４月　株式会社豊和銀行入行 2000年４月　同行支店長 2009年４月　同行営業統括部長 2012年６月　同行執行役員 2013年７月　当社取締役兼執行役員営業推進本部長 2014年６月　当社取締役兼執行役員営業本部長 2017年６月　当社常務執行役員事業本部副本部長兼事業統括部長 2018年６月　当社取締役常務兼執行役員事業本部長兼営業統括部長（現任）	24,900株
	（取締役候補者とした理由） 金融機関の知識と経験を有しており、当社入社以来、その経験を活かして営業を中心に実績を重ね、当社取締役として適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	堂下 浩 （どうもと ひろし） （1964年５月22日生）	1990年４月　株式会社三菱総合研究所入社 1997年２月　株式会社ジャフコ入社 1998年11月　株式会社グローバル・ラップ・コンサルティング・グループ入社 2000年４月　東京情報大学助教授入職 2011年４月　同大学教授（現任） 2017年６月　当社取締役（現任）	400株
	（社外取締役候補者とした理由） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、東京情報大学教授としてベンチャービジネス論及び金融論等の研究をしており、専門的知見により独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。		
8	清水 宏美 （しみず ひろみ） （1965年７月３日生） 新任	2000年６月　特定非営利活動法人女性自立の会理事長（現任） 2008年７月　経済産業省消費経済審議会割賦販売部会委員 2008年７月　日本貸金業協会広告審査小委員会委員（現任） 2010年４月　一般社団法人全国賃貸保証業協会第三者委員会委員（現任） 2014年４月　公益財団法人明光教育研究所理事（現任） 2016年４月　一般社団法人ＮＴＳセーフティ家計総合研究所カウンセリングセンター長（現任） 2018年５月　一般社団法人中島拓奨学基金常務理事（現任）	2,000株
	（社外取締役候補者とした理由） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、金融部門や関連する分野のコンサルティングなど専門的知見により、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堂下浩氏及び清水宏美氏の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、堂下浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届けております。
3. 堂下浩氏と当社は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。また、堂下浩氏の再任及び清水宏美氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 堂下浩氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって２年となります。

第２号議案　監査役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役林昌也氏、吉村尊義氏、野中俊秀氏は任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	印東大祐（いんどう だいすけ） （1975年12月27日生） 新任	1999年４月　朝日監査法人（現　有限責任 あずさ監査法人）入所 2002年４月　公認会計士登録 2011年７月　印東公認会計士事務所開業（現任） 2011年９月　税理士登録 2014年３月　千代田区監査委員（現任）	－株
	（社外監査役候補者とした理由） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、会計専門家として独立性をもって客観的な立場から監査の妥当性を確保できると判断し、社外監査役候補者といたしました。		
2	飯渕裕（いいぶち ゆう） （1983年12月29日生） 新任	2011年12月　弁護士登録 2011年12月　中島成総合法律事務所入所 2014年１月　ひのき総合法律事務所入所 2017年１月　東京グリーン法律事務所入所 2018年１月　東京グリーン法律事務所パートナー（現任）	－株
	（社外監査役候補者とした理由） 直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的知見と経験により独立性をもって取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言、提言を行うとともに、コーポレート・ガバナンス強化に寄与すると判断し、社外監査役候補者といたしました。		

（注）1.　各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　印東大祐氏及び飯渕裕氏の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、印東大祐氏が原案どおり選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3.　印東大祐氏及び飯渕裕氏が原案どおり選任された場合は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第３号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
林（はやし）　昌也（まさや） （1959年３月25日生）	1982年４月　有限会社林新聞店入社 2004年２月　同社代表取締役（現任） 2005年10月　当社取締役 2008年10月　当社取締役副社長 2010年10月　当社監査役（現任） 2019年６月　あすみらい株式会社監査役就任予定	81,500株
（補欠監査役候補者とした理由） 長年にわたり当社の経営に携わり、豊富な知見を有していることから適任と判断し、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役候補者といたしました。		

（注）1.　補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　林昌也氏が監査役に就任された場合は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その当該契約に基づく責任の限度額は、金100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

第４号議案　　退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

社外取締役首藤浩氏及び監査役林昌也氏、吉村尊義氏並びに社外監査役野中俊秀氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されますので、それぞれの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任役員の略歴は、以下のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
首藤　浩（しゅとう　ひろし）	2015年６月　当社取締役（現任）
林　昌也（はやし　まさや）	2005年10月　当社取締役 2008年10月　当社取締役副社長 2010年10月　当社監査役（現任）
吉村　尊義（よしむら　たかよし）	2006年10月　当社取締役 2010年10月　当社監査役（現任）
野中　俊秀（のなか　としひで）	2004年２月　当社監査役（現任）

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　大分県大分市高砂町２番48号
ホテル日航大分　オアシスタワー　３階紅梅の間
電話（097）533 - 4411



ＪＲをご利用の場合　※ＪＲ大分駅「府内中央口」（１番ホーム出口）

・JR大分駅からタクシーで　約３分(道路状況によって変動します)

・JR大分駅から徒歩で　約10分

お車をご利用の場合　※高速自動車道大分ＩＣから

・九州横断自動車道大分ICから市街地方面へ約７分

飛行機をご利用の場合　※大分空港

・空港特急バス　エアライナーご利用（所要時間：約１時間８分）

・大分空港エアライナー乗場にて乗車→JR大分駅前降車→JR大分駅よりタクシーで約３分、もしくは徒歩で約８分